

京都市告示第 195 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成 24 年 8 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 指定する区域

京都市東山区東大路通渋谷下る妙法院前側町 4 4 5 番 2 及び京都市東山区馬町通妙法院北門前妙法院前側町 4 4 7 番 1 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第 5 の 1 の項の中欄に定める地下水の水質の測定

(環境政策局環境企画部環境指導課)